

第3章 計画の内容

1 計画の体系

柱	施策の方向	具体的施策
I ジェンダー平等が浸透した社会の実現		
1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進	(1)性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発 (2)ジェンダー平等の啓発を進める市民団体等への活動支援 (3)ジェンダー平等に関する国際理解の推進 (4)多様な性のあり方への理解の促進	
2 男性にとってのジェンダー平等の推進	(1)ジェンダー平等に関する男性の理解促進 (2)男性の家庭生活や地域活動への参画促進	
3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進	(1)ジェンダー平等の視点に立った学校教育の推進 (2)ジェンダー平等の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進 (3)子どもの心と体、デートDVに関する理解の推進	
II あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大		
1 企業における方針決定過程への女性の参画拡大	(1)企業における女性の参画拡大についての意識改革	
2 地域における方針決定過程への女性の参画拡大	(1)地域における女性参画状況の把握と女性リーダー育成の推進	
3 市における方針決定過程への女性の参画拡大	(1)市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画拡大 (2)市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進	
4 政治分野への女性の参画拡大	(1)政治に関心を持つ人材の育成	
III 女性が多様に活躍できる経済社会の実現【女性活躍推進計画】		
1 女性の就業・起業支援	(1)女性が働くことに関する相談機能の充実 (2)女性の就業支援 (3)女性の起業支援	
2 女性が働き続けることができる環境づくり支援	(1)企業における女性活躍推進のための意識啓発や取組支援 (2)女性のキャリア継続・向上支援	
3 女性の再就職支援	(1)女性が再び働くことに関する支援の充実	
IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【女性活躍推進計画】		
1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現	(1)企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進 (2)市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 (3)地域活動やボランティア活動への参画促進	
2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実	(1)子育て環境の整備・充実 (2)ひとり親家庭への支援 (3)高齢者・障害者等の支援やサービスの充実	
V 安心して健康に暮らせる社会の実現		
1 DVの防止及び被害者の支援 【DV対策基本計画】	(1)DVを許さない意識の醸成 (2)DV被害相談体制の充実 (3)DV被害者保護体制の充実 (4)DV被害者の自立支援及び情報管理の徹底	
2 ハラスメント及び性犯罪等の防止	(1)ハラスメント等の防止に向けた啓発・相談の実施 (2)性犯罪等防止に向けた啓発・相談の実施	
3 生涯を通じた女性のヘルスケア	(1)若い世代における性に関する理解・尊重 (2)妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実 (3)生涯を通じた女性の健康の保持・増進	
4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援 【困難女性支援計画】	(1)困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための支援体制の構築 (2)困難を抱えた女性等の住居・居場所の確保 (3)困難を抱えた女性等への自立支援・経済的支援 (4)困難を抱えた女性等を支援する人材の育成 (5)地域・関係団体との連携・支援	
5 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策の推進	

2 計画の柱

柱I ジェンダー平等が浸透した社会の実現

施策の方向	<ol style="list-style-type: none">1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進2 男性にとってのジェンダー平等の推進3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進
-------	---

ジェンダー平等の実現には、男女がお互いを尊重し、価値観や違いを認め合うとともに、自らの意思に基づき、社会のあらゆる分野とともに責任を担いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要であるという考え方について、理解を促進し、意識を育てていくことが必要です。

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担を前提とした「昭和モデル」の職業観・家庭観は、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍する「令和モデル」へと変化しています。令和4(2022)年に実施した市民意識調査においても、性別による固定的役割分担意識に否定的な人の割合が、約8割になりました。

しかしながら、「社会全体における男女平等達成感」については、依然として男性優遇と考える人の割合が7割を超えており、ジェンダー平等を実感できるよう、様々な工夫をしながら啓発に取り組みます。

また、次世代を担う子どもたちがジェンダー平等を理解し、思いやりの心と自立するための力を育みながら、ジェンダー平等意識を身につけた大人に成長していくことが必要です。教育委員会等と連携しながら、子どもの頃からのジェンダー平等意識の醸成に一層取り組みます。

さらに、ジェンダー平等社会を実現するためには、市民や団体等との協働が不可欠です。今後とも女性団体、NPO等様々な団体と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組みます。

職場、地域、家庭などあらゆる場においてジェンダー平等の視点に立った意識が浸透し実感できる社会を目指し、男女共同参画センター・ムーブを拠点施設としてその機能充実に努めます。

国内におけるジェンダー平等の取組は、国際社会の取組と密接に関連しています。市民の理解を深めるため、北九州市や日本の状況に加え、国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努めます。

施策の方向1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進

性別による固定的役割分担意識にとらわれず、その個性や能力を十分発揮できる、ジェンダー平等が実現された社会、地域づくりに向けて、さらなる理解を促進するため、情報提供や啓発に取り組み、社会全体での意識や行動の変革を進めます。また、ジェンダー平等を進める市民の活動等への支援など、市民と協力しながら取り組みます。

<具体的施策>

(1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発

No.	取組内容	局名
III101	地域等におけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、地域団体やNPO等による啓発事業を実施します。	総務市民局
III102	あらゆる分野においてジェンダー平等意識が浸透し、実感できる社会を目指して、ジェンダー平等に関する講座を実施します。	総務市民局
III103	地域等におけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、市民センターの講座で、ジェンダー平等に関する講座等を実施します。	総務市民局
III104	家庭などにおけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、「家庭教育講座」において、ジェンダー平等に関する講座等を実施します。	総務市民局
III105	市民がジェンダー平等に関する問題を含めた人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、市民センターを中心として人権学習を行います。	教育委員会
III106	SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を「北九州 ESD 協議会」を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進します。	環境局
III107	男女共同参画センターにおいて、情報誌やホームページなどでジェンダー平等に関する様々な情報を発信します。	総務市民局
III108	本市におけるジェンダー平等や女性活躍に関する市民の意識や課題等を把握するため、調査を実施します。	総務市民局
III109	第5次基本計画に掲げる施策の実施状況を把握するため、報告書を作成します。	総務市民局

<具体的施策>

(2) ジェンダー平等の啓発を進める市民団体等への活動支援

No.	取組内容	局名
II201	「男女共同参画フォーラムin北九州」等の開催支援など、地域での広報・啓発事業を実施する「北九州市女性団体連絡会議」の活動を支援します。	総務市民局
II202	地域でジェンダー平等に関する取組を行うNPOなどの団体と協力し、地域における「広報啓発事業」を実施します。	総務市民局

II203	男女共同参画センターにおいて、市民が企画するジェンダー平等に関する意識を高めるための活動を支援します。	総務市民局
II204	ジェンダー平等社会の実現に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。	総務市民局

<具体的施策>

(3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進

No.	取組内容	局名
II301	ジェンダー平等社会の実現に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。【再掲】	総務市民局

<具体的施策>

(4) 多様な性のあり方への理解の促進

No.	取組内容	局名
【新規】 II401	様々な人権課題のひとつとして、人権啓発事業の中で、多様な性のあり方への理解促進に関する広報・啓発に取り組みます。	保健福祉局

施策の方向2 男性にとってのジェンダー平等の推進

ジェンダー平等社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で性別に関わりなく能力を発揮し、活躍できる社会です。ジェンダー平等は、男女が社会の対等な構成員として、お互いを認め合い、協同してさまざまな役割を担い、女性だけではなく男性も多様なライフスタイルを選択でき、男性自身のライフィベントや課題にも対応しながら、安心して暮らすことができる、男性にとっても暮らしやすい社会を目指すものです。

女性の社会進出が進む一方、依然として家事・育児や介護などのアンペイドワーク（無償労働）を主に女性が担っている現状をふまえ、「男性は仕事」という大黒柱バイアスにとらわれることなく、男性も主体性をもって、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動にも参画できるよう啓発や支援が必要です。また、企業・団体等に対しても、育児・介護関係制度等の利用促進など、男性が家庭生活に参画しやすくなるよう働きかけていきます。

<具体的施策>

(1) ジェンダー平等に関する男性の理解促進

No.	取組内容	局名
I2101	働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。	総務市民局

I2102	男女共同参画センターにおいて、男性にとってのジェンダー平等の意義を啓発するため、講演会などを実施します。	総務市民局
I2103	男女共同参画センターにおいて、男性の生き方や家族、仕事についての悩みなどに対し、男性のための電話相談を実施します。	総務市民局

<具体的施策>

(2) 男性の家庭生活や地域活動への参画促進

No.	取組内容	局名
I2201	性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに、男性が主体性をもって家事や介護に参画できるよう、男性を対象とした講座を開催します。	総務市民局
I2202	父親や祖父母が子育てに関する基本的な知識を取得できる講座を開催します。	子ども家庭局
I2203	出産・育児を妊婦とそのパートナーが協力して取り組めるよう、「両親学級」「オンラインウェルカムベビー教室」を実施します。	子ども家庭局
I2204	市民センター等における「生涯学習市民講座」で、男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座を実施します。	総務市民局
I2205	「家庭教育講座」で男女共に子育てについて学ぶ講座等を実施します。	総務市民局

施策の方向3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進

未来を担う子どもたちがジェンダー平等への理解を深めることは、将来に向けた、社会全体におけるジェンダー平等社会の実現につながります。

子どもの頃から、性別に関わらず一人の自立した人間としてお互いの人格や個性を尊重し、能力を活かして自らの意思によって行動できるよう、子どもの発達段階に応じ、性別による固定的役割分担意識にとらわれないジェンダー平等意識を育む学校教育が必要です。

教育分野におけるジェンダー平等は進んでいますが、理工系学生に占める女性の割合が低い等、進路選択における性別の偏りが見られ、子ども自身や周囲のアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）が将来の職業選択にも影響を与えています。

性別にかかわらず、社会の様々な分野への関心を促し、子ども自身の希望を尊重した多様な進路選択やキャリア形成につながる教育、進路指導を行っていきます。また、SNS等のネット上での関わりからデートDVにつながる危険があることなどについても啓発に取り組みます。

<具体的施策>

(1) ジェンダー平等の視点に立った学校教育の推進

No.	取組内容	局名
I3101	若い世代が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるようジェンダー平等の視点に立った学校教育を推進します。	教育委員会
I3102	子どもの頃から性別にかかわらず個性と能力を発揮していくよう、小・中学生向けの人権教育教材集・副読本を各学校に配布し、活用を図ります。	総務市民局 教育委員会

<具体的施策>

(2) ジェンダー平等の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進

No.	取組内容	局名
I3201	女性の理工系分野への関心を高めるため、小・中・高校生などへ啓発事業を行う大学等と連携を図ります。	総務市民局
I3202	市内の大学生等を対象に、性別にかかわらないキャリア形成について考えるきっかけとなる出前講座を実施します。	総務市民局
I3203	早い段階から職業観を醸成し、各自に合った職業選択へと導くため、キャリア教育イベントの開催や、就職を考える高校生向けの情報発信等を行います。	産業経済局
I3204	性別にとらわれない職業意識を醸成するため、中学校で「職場体験」学習などを実施します。	教育委員会
I3205	キャリア形成につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。	総務市民局

<具体的施策>

(3) 子どもの心と体、デートDVに関する理解の推進

No.	取組内容	局名
I3301	デートDVに関する理解を促進するため、高校生や大学生等の若年層に対するデートDV予防教室(出前講座)を実施します。	総務市民局
I3302	児童生徒がSNSやオンラインゲーム等インターネットを通じた様々なトラブルに巻き込まれることを予防するため、啓発等に取り組みます。	子ども家庭局 教育委員会

第3章 柱I ジェンダー平等が浸透した社会の実現

I3303	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。	子ども家庭局 保健福祉局 教育委員会
I3304	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や、各教科と関連付けてジェンダー平等の理解を促進します。	教育委員会